

○静岡県警察風水害・事故災害警備計画の制定について

(平成19年6月7日例規災第70号)

この度、別添のとおり「静岡県警察風水害・事故災害警備計画」を制定し、平成19年7月1日から実施することとしたので、災害警備活動に万全を期されたい。

なお、静岡県警察風水害等警備計画の制定について（平成15年例規災ほか第3号）は、廃止する。

記

別添

静岡県警察風水害・事故災害警備計画

目次

- 第1章 総則(第1－第6)
- 第2章 風水害対策(第7－第9)
- 第3章 事故災害対策(第10－第12)
- 第4章 平素の措置(第13－第17)
- 第5章 雑則(第18)

附則

第1章 総則

第1 目的

この計画は、台風、暴風、大雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象（津波及び地震を除く。）による災害及び航空機事故、列車事故、爆発事故等事故災害に対処するための警察活動（以下「災害警備活動」という。）に関し基本的事項を定め、災害警備業務の万全を期すことを目的とする。

第2 準拠規程

災害警備活動は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（昭和38年6月27日付け国家公安委員・警察庁）、静岡県警察の警備実施に関する訓令（平成8年県本部訓令第8号。以下「訓令」という。）、緊急事態における静岡県警察の対策本部等の設置に関する要綱の制定について（平成19年例規災第7号。以下「要綱」という。）等関係規程によるほか、この計画の定めるところによる。

なお、静岡県警察震災等警備基本計画の制定について（平成19年例規災第71号。以下「震災等警備基本計画」という。）、静岡県警察原子力災害警備計画の制定について（平成14年例規災ほか第1号）等別に定めのあるものについては、その定めによる。

第3 基本方針

県本部及び署は、平素から県及び市町並びに防災関係機関・団体との緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命及び身体の保護を最優先とした災害警備活動に努めるものとする。

第4 用語の定義

この計画に使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 警備本部等 要綱第2の規定に基づき設置する静岡県警察災害警備本部（以下「警備本部」という。）及び要綱第7の1の規定に基づき設置する静岡県警察災害警備準備室（以下「警備準備室」という。）をいう。
- 2 対策本部等 要綱第2の規定に基づき設置する静岡県警察災害対策本部及び要綱第7の1の規定に基づき設置する静岡県警察災害対策室をいう。
- 3 署警備本部等 要綱第9の規定に基づき設置する署災害警備本部（以下「署警備本部」という。）及び署災害警備準備室（以下「署警備準備室」という。）をいう。
- 4 署対策本部等 要綱第9の規定に基づき設置する署災害対策本部及び署災害対策室をいう。
- 5 災害警備本部等 警備本部等、対策本部等、署警備本部等及び署対策本部等をいう。
- 6 警備要員 警察官及び警察行政職員をいう。

第5 災害警備活動

災害警備活動とは、次に掲げる事項についての活動を行うこととする。

- 1 災害関連情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の早期把握
- 3 災害危険箇所の警戒
- 4 被災者の捜索及び救出救助
- 5 緊急交通路の確保等交通上の措置
- 6 避難誘導及び二次災害の防止措置
- 7 検視及び死体の捜索
- 8 被災地域における社会秩序の維持
- 9 県民の安全確保及び不安解消のための広報
- 10 関係機関の行う災害復旧及び復興対策への協力
- 11 その他必要な警察業務

第6 職員の心構え

職員は、災害警備活動の重要性を自覚するとともに、災害に備えて平素から家

庭の防災対策、応招の準備及び応招時における任務の確認に努め、災害警備活動に当たっては、冷静沈着かつ迅速的確に対処し、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

第2章 風水害対策

第7 警備担当署

1 静岡地方気象台が発表する防災気象情報に対する警備担当署

防災気象情報に対する警備を担当する署（以下「警備担当署」という。）は、防災気象情報が発表された市町を管轄する署とする。ただし、静岡市及び浜松市については、防災気象情報が南北に二分割して発表されることから、静岡市北部にあつては静岡中央署を、静岡市南部にあつては清水署、静岡中央署（高潮警報を除く。）及び静岡南署を、浜松市北部にあつては天竜署を、浜松市南部にあつては浜北署（高潮警報を除く。）、浜松東署、浜松中央署（高潮警報を除く。）、浜松西署及び細江署を警備担当署とする。

2 国土交通省若しくは静岡県又は静岡地方気象台が発表する洪水予報等に対する警備担当署

水防法（昭和24年法律第193号）及び同法第7条の規定により静岡県が定める水防計画に基づき、河川ごとに発表される洪水予報、水防警報及び避難判断水位到達情報（水防法第13条第1項及び第2項の規定による特別警戒水位の到達情報をいう。）に対する警備担当署は、当該河川を管轄する署とする。

第8 警備体制

1 警備体制の確立

(1) 警備体制の種別及び警備措置

ア 警備事象に応じた警備体制の種別及び警備措置は、次の表に掲げるとおりとする。

	種別	警備事象	警備措置
県本部	準備体制	1 暴風、大雨、洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき。 2 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき。	要綱第7及び別表第6に規定する県本部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）を長とする警備準備室を設置する。
	警戒体制	1 暴風、大雨、洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。 2 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。	要綱第2及び別表第5に規定する警備部長を長とする警備本部を設置する。

	非常体制	大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき。	要綱第2及び別表第4に規定する本部長を長とする警備本部を設置する。
署	準備体制	1 暴風、大雨、洪水又は高潮警報のいずれかが自署の管轄する市町に発表されたとき。 2 上記以外の自然現象により、災害が自署の管轄する市町で発生し、又は発生するおそれがあるとき。	署警備課長を長とする署警備準備室を設置する。
	警戒体制	1 暴風、大雨、洪水又は高潮警報のいずれかが自署の管轄する市町に発表され、相当な災害が発生し、又は発生が予想される時。 2 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想される時。	署長を長とする署警備本部を設置する。
	非常体制	大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき。	署長を長とする署警備本部を設置する。

イ 警備本部等の編成及び任務分担の細目は、要綱別表第4から別表第6までのとおりとする。

ウ 本部長は、災害の状況により必要と認めるときは、要綱第8に定める現地警備本部を設置する。

(2) 警備部隊の編成

ア 県本部の警備部隊は、訓令に定めるところにより編成する。

なお、警備部隊のうち、県本部の特科部隊の編成にあつては、震災等警備基本計画に定めるところによるものとする。

イ 署長は、県本部に準じた特科部隊を編成するものとする。

(3) 警備部隊の招集

警備本部等が設置された場合において、当該警備本部等の長は、災害規模等を考慮して警備部隊を招集するものとする。

2 警備要員の服装・携行（帯）品

警備要員の服装・携行（帯）品は、警備要員の服装・携行（帯）品（別表）のとおりとする。

3 警備体制の発令等

(1) 発令

ア 本部長は、前記1(1)に規定する警備体制を指定して発令する。この場合

において、災害の発生状況等に応じ、個別に署を指定して警備体制を発令するものとする。

イ 署長は、管内の災害の発生状況等に応じ、独自に警備体制を発令することができるものとする。

(2) 解除

警備体制の解除は、本部長が行う。ただし、前記(1)イの規定により発令した警備体制の解除は、当該署の署長が行うものとする。

(3) 報告

署長は、警備体制を発令し、又は解除したときは、災害対策課長を經由して本部長に報告しなければならない。

第9 災害発生時等における措置

1 初動措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害対策課長及び署警備課長（当直時間帯においては、県本部にあっては災害対策課長に連絡した上で、県本部通信指令官、署にあっては署警備課長に連絡した上で、署当直主任）は、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 県本部における措置

- ア 本部長への速報
- イ 関係所属長への通知
- ウ 警備要員の招集及び警備本部等の設置
- エ 警察庁及び関東管区警察局への速報
- オ その他必要な初動措置

(2) 署における措置

- ア 署長への速報
- イ 警備要員の招集及び署警備本部等の設置
- ウ 被害情報等の収集及び県本部通信指令室又は警備本部等への速報
- エ 災害警備情報システムの適切な運用
- オ その他必要な初動措置

2 警備体制発令時における警備措置

警備体制発令時の警備措置の細目については、別に定める。

3 指揮体制の強化

本部長は、署警備本部等の指揮体制を強化するため、必要により県本部から幹部を派遣する。

第3章 事故災害対策

第10 事故災害の態様

この計画における事故災害とは、次に掲げる事案で、大規模な災害（多数の死傷

者を伴うおそれがあり、社会的反響が大きいと予想される事案を含む。)をいう。

- (1) 旅客機墜落事故又は人家密集地域への航空機墜落事故
- (2) 列(電)車の衝突、転覆等の事故(踏切事故を除く。)
- (3) 建物における大規模な火災事故
- (4) 石油コンビナート等における大規模火災又は爆発事故
- (5) 危険物、ガス、毒劇物、火薬類等の大量流出又は爆発事故
- (6) 大規模な道路交通事故
- (7) 旅客船の衝突、転覆等の海上事故
- (8) 船舶又は海洋施設からの大規模な油流出事故
- (9) 大規模な雑踏事故
- (10) その他本部長が前記(1)から(9)までに類すると認めた事案

第11 体制の確立

1 対策本部等の設置

- (1) 本部長は、事故災害が発生したときは、要綱別表第2に定める対策本部等を設置するものとする。
- (2) 対策本部等の編成及び任務分担は、要綱別表第4から別表第6までに定めるとおりとする。
- (3) 災害対策課長は、対策本部等が設置された時点で主管部課長に事務を引き継ぐものとする。
- (4) 対策本部等の主管課は、要綱別表第1に定めるとおりとする。ただし、事案の態様により主管課を定めることが困難な場合は、本部長が主管課を定める。

2 現地対策本部の設置

- (1) 本部長が必要と認めるときは、要綱第8に定める現地対策本部を設置する。
- (2) 現地対策本部の編成及び任務分担の細目は、要綱別表第7に定めるとおりとする。

3 署対策本部等の設置

関係する署の長は、県本部に対策本部等が設置されたときは、県本部に準じて署対策本部等を設置するものとする。

4 警備部隊の編成及び招集並びに警備要員の服装・携行(帯)品

警備部隊の編成及び招集並びに警備要員の服装・携行(帯)品については、第8の1(2)及び(3)並びに2の規定を準用する。

第12 事故災害発生時の措置

1 県本部通信指令室の措置

県本部通信指令室は、事故災害を認知した場合、直ちに次の措置をとるものとする。

- (1) 災害対策課長及び主管課長への第一報

- (2) 発生地を管轄する署への迅速な概要把握の指示
- (3) 警察庁及び管区警察局への第一報並びに無線モニター及び即時直通電話の接続
- (4) 地域課鉄道警察隊及び警備課航空隊への通報
- (5) 機動隊その他執行隊への通報
- (6) 関係隣接県警察本部への通報

2 対策本部等の措置

- (1) 要綱別表第2に定める対策本部等は、当該事故災害の被災状況等必要な情報を集約するとともに、要綱別表第4から別表第6までに定める措置をとるものとする。
- (2) 事故災害の態様ごとの災害警備活動の細目については、別に定めるところによる。

3 署の措置

- (1) 署長は、直ちに次の措置をとるものとする。
 - ア 上級幹部の現場派遣による事案概要の把握
 - イ 対策本部等との連絡体制の確立
 - ウ 現地における活動拠点の確保
 - エ 医療機関その他関係機関との緊密な連携の確保
 - オ その他必要な初動措置
- (2) 発生場所の管轄が不明な場合又は被災区域が複数の署の管轄区域にわたる場合は、関係署が相互に連携、協力して措置するものとする。

4 報告及び連絡

職員は、勤務及び管轄のいかんを問わず、事故災害の発生を認知したときは、災害の概要等を県本部通信指令室又は署指令室に速報するものとする。

第4章 平素の措置

第13 基礎資料の整備

県本部の関係所属長及び署長は、管内の実態把握に努め、次の基礎調査資料を整備し、随時必要な見直しを行い、その内容を本部長に報告するものとする。

- 1 被害想定に資する各種基礎調査
- 2 警備計画策定に資する各種基礎調査
 - (1) 防災関係機関、ライフライン機関調査
 - (2) 警察職員居住実態及び動員状況
 - (3) 災害警備用装備資機材調査
 - (4) 通信機器配備状況
 - (5) 重機（建設機械類）所有調査
 - (6) その他必要と認められる事項

3 警戒河川に係る基礎調査

警察措置を要する警戒河川等調査表の作成について（平成 18 年例規災第 54 号）に基づく対象箇所

第14 体制の整備

1 情報収集及び伝達体制の確立

県本部の関係所属長及び署長は、気象に関する注意報、警報その他防災関連情報（以下「災害情報」という。）の収集及び伝達が迅速的確に行われるよう情報収集及び伝達体制の確立に努めるものとする。

2 関係機関等との協力体制の確立

県本部の関係所属長及び署長は、県、市町、防災関係機関、自主防災組織等と連携を図り、災害警備活動が迅速かつ円滑に実施できるよう協力体制を確立するものとする。

3 災害警備用装備資機材等の整備

県本部の関係所属長及び署長は、災害警備用装備資機材等の整備を図るものとする。

4 災害警備用物資の備蓄等

県本部の関係所属長及び署長は、災害の発生に備え、災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図るものとする。

第15 警備計画の策定及び報告

署長は、本計画に基づき署災害警備計画を策定し、本部長に報告するものとする。

なお、常に管内情勢を把握し、管内の実態に即したものとするよう見直しを行い、計画を変更したときは、本部長に報告するものとする。

第16 教養及び訓練の実施

所属長は、次に掲げる項目を職員に周知徹底するとともに、訓練を計画的に実施し、災害発生時に迅速的確な措置がとれるようにするものとする。

1 教養項目

- (1) 災害関係法令等の知識
- (2) 災害警備計画及び措置要領
- (3) 管轄区域内の災害危険箇所
- (4) 災害警備用装備資機材等の知識
- (5) 通信機器の知識
- (6) 報告要領
- (7) その他災害警備活動に必要と認められる知識

2 訓練項目

- (1) 警備要員及び対策要員の招集
- (2) 災害情報の収集及び伝達

- (3) 災害警備用装備資機材等の取扱い
- (4) 車両、警察用航空機及び警察用船舶の運用
- (5) 通信機器の運用
- (6) 警備部隊の運用
- (7) 住民等の避難誘導
- (8) 被災者の救出救助
- (9) その他災害警備活動に必要と認める訓練

第17 その他の措置

県本部の関係所属長及び署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、次に掲げる事項を推進するものとする。

- 1 広報の実施
- 2 住民等の防災活動の推進
- 3 交通対策の推進
- 4 隣接県警察との協力体制の確立
- 5 重要防護施設管理者との連携
- 6 ボランティアとの連携

第5章 雑則

第18 細目的事項

この計画に定めるもののほか、災害警備活動に関し必要な事項は、警備部長が定める。